

付属資料

「健康ひょうが21計画（第2次）」策定までの経過

年 月	会 議 等	内 容
平成 25 年 6 月	第 1 回幹事会及び作業部会合同 部会	策定の体制、今後のスケジュール及 びアンケート内容等について検討
平成 25 年 7 月	第 1 回策定委員会開催	策定の体制、今後のスケジュール及 びアンケート内容等について検討
	アンケート発送	13 歳～80 歳代までの 3500 名に アンケート発送
平成 25 年 8 月	アンケート集約	アンケート回収率：37.8%
平成 25 年 9 月	アンケート分析	幹事課においてアンケート分析
平成 25 年 10 月～11 月	第 2 回及び第 3 回作業部会	各作業部会毎にアンケート分析、現 状と課題、今後の取組み、評価項目 の検討
平成 25 年 11 月	第 2 回幹事会開催	素案の審議
平成 26 年 1 月	第 2 回策定委員会開催	素案の審議
平成 26 年 2 月	パブリックコメントの実施	市民の意見聴取
平成 26 年 3 月	健康ひょうが 21 計画（第 2 次） 策定	最終案の確定 印刷製本、配布

「健康ひょうが21計画（第2次）」にあたってのアンケート調査の概要

1 対象者

13歳～89歳までの市民

2 調査数

3,500人

3 抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出

4 調査方法

アンケート用紙を郵送し、郵便により回収

5 調査時期

平成25年7月～8月

6 回収（率）

1,324人（37.8%）

	男性（人）	女性（人）	発送者数（人）	回収率（%）
全体	533	742	3,500	37.8
13～19歳	34	34	250	25.6
20～29歳	41	89	560	23.2
30～39歳	62	146	560	37.1
40～49歳	65	104	560	30.2
50～59歳	88	117	560	36.6
60～69歳	134	133	560	47.7
70～79歳	79	85	300	54.7
80歳以上	30	34	150	42.7

「健康ひょうが21計画」策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「健康ひょうが21計画」(以下「事業計画」という。)の策定審議を行うとともに、策定された事業計画等の評価を行うため、「健康ひょうが21計画」策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民代表
- (5) 日向市職員
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明をきくことができる。

(報告)

第6条 会長は、策定委員会の審議の結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、いきいき健康課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年11月6日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年6月27日から施行する。

「健康ひょうが21計画」策定委員会幹事会設置要領

(目的)

第1条 「健康ひょうが21計画」(以下「事業計画」という。)を総合的かつ計画的に策定するため、「健康ひょうが21計画」策定委員会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について研究・協議するものとする。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 保健施策に関する情報収集及び調査研究に関すること。
- (3) その他事業計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職員をもって構成する。

2 幹事会に幹事長を置き、いきいき健康課長をもって充てる。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事長が必要があると認めるときは、会議に幹事会以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 幹事会の庶務は、いきいき健康課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月10日から施行する。

別表(第3条関係)

所 属 課	
東郷総合支所	生涯学習課
市民協働課	学校教育課
高齢者あんしん課	農業水産課
こども課	国民健康保険課
福 祉 課	いきいき健康課
文化スポーツ課	

「健康ひょうが21計画」策定委員会作業部会設置要領

(目的)

第1条 「健康ひょうが21計画」(以下「事業計画」という。)の基本構想を策定するため、「健康ひょうが21計画」策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について研究・協議するものとする。

- (1) 事業計画の策定に関する実態調査の分析・今後の推計に関すること。
- (2) 事業計画の策定計画の基本作成に関すること。
- (3) その他事業計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 作業部会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

- 2 作業部会に部会長を置き、いきいき健康課職員をもって充てる。
- 3 作業部会の会議は、部会長が招集する。
- 4 部会長は、分科会を総括し、会議の議長となる。

(分科会)

第4条 作業部会に分科会を置く。

- 2 分科会にリーダーを置き、いきいき健康課職員をもって充てる。
- 3 分科会の会議は、リーダーが招集する。
- 4 リーダーは、分科会を総括し、会議の議長となる。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、会議に分科会員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、いきいき健康理課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月10日から施行する。

「健康ひょうが21計画」推進会議設置要綱

平成16年8月31日
告示第90号

(設置)

第1条 「健康ひょうが21計画」(以下「事業計画」という。)の実施を推進するため、「健康ひょうが21計画」推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 事業計画の実施の推進に関すること。
- (2) 事業の推進状況の検証に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民代表
- (5) 日向市職員
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代長し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第7条 事業計画をより具体的に推進させるため、推進会議に分科会を置く。

2 分科会にリーダーを置き、委員の互選により定める。

3 分科会の会議は、リーダーが招集する。

4 リーダーは、分科会を総括し、会議の議長となる。

5 分科会の会議において必要があると認めるときは、リーダーは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康づくり課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年9月2日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第146号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

「健康ひょうが21計画（第2次）」策定委員名簿

所 属		職	氏 名	備 考
1	日向保健所	所 長	古家 隆	副会長
2	日向保健所	主 査	本武 明子	
3	日向市東臼杵郡医師会	会 長	渡邊 康久	会長
4	日向市・東臼杵郡歯科医師会	副会長	三股 保夫	
5	日向市・東臼杵郡薬剤師会	副会長	渡辺 恵實子	
6	日向市区長公民館長連合会	副会長	甲斐 康男	副会長
7	日向市食生活改善推進協議会	会 長	今村 秀子	
8	日向市健康づくり推進員連絡協議会	会 長	武安 佑二	
9	日向市社会福祉協議会	常務理事 兼 事務局長	黒木 久典	
10	日向商工会議所	事務局長	寺町 晃	
11	日向市養護教諭部会	部 長	稲村 美智代	
12	日向市P T A協議会	副会長	渋谷 高德	
13	日向市保育協議会	委 員	日高 真由美	
14	宮崎県栄養士会日向事業部	日向事業部 部 長	小林 真喜子	
15	日向市高齢者クラブ連合会	会 長	真弓 辰男	
16	日向市スポーツ推進員協議会	会 長	寺田 新一郎	
17	学校法人順正学園 九州保健福祉大学	薬学部教授	佐藤 圭創	
18	日向市 市民福祉部	部 長	成合 学	

「健康ひょうが21計画（第2次）」幹事会・作業部会

幹事会	作業部会
東郷総合支所	地域振興係
市民協働課	男女共同参画推進係
高齢者あんしん課	介護保険係
こども課	子育て支援係
福祉課	障がい者支援係
文化スポーツ課	スポーツ振興係
生涯学習課	生涯学習係
学校教育課	学事係
農業水産課	農業振興係
国民健康保険課	国民健康保険係
いきいき健康課	健康づくり係

健康ひょうが21計画 (第2次)

発行 平成26年3月

編集 日向市市民福祉部いきいき健康課

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号

TEL(0982)52-2111

FAX(0982)56-1423